

新潟市老人福祉センターいこいの家西川荘、新潟市中之口老人福祉センター、新潟市老人福祉センターいこいの家得雲荘、新潟市老人福祉センターいこいの家蛍雪荘指定管理者募集に関する質問とその回答

項目	内容	回答
<p>募集要項 P 1 6 20 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合について</p>	<p>施設敷地内の駐車場を職員駐車場として利用する場合、行政財産使用許可に伴う使用料が発生すると記載がありますが、どの程度の費用とするか算定されていますか。 査定額、査定の根拠となる内容があればお示してください。</p>	<p>行政財産の使用料計算については、標準の土地使用料の計算式がありますが、職員駐車場として使用する場合は標準土地使用料と実勢の価格に著しく差異があるため、近傍類似の土地の価格を用いて算定します。</p> <p>近傍類似の土地の価格は、「新潟市職員の通勤のための新潟市役所本庁舎附属駐車場等の使用に係る使用料に関する規則」の別表（※別紙参照）に示された通勤使用料の額（月額）を1台分とし、駐車台数×12か月で算定します。</p> <p>行政財産使用許可申請書には、使用面積と台数を記入し、図面を添付していただきます。</p>